

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県新発田市八幡新田416番地

小柳産業 株式会社

代表取締役 小柳 秀樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 5年11月15日

許可の有効年月日 令和10年11月14日

### 1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を含む。）

**廃油**（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、**廃酸**（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）、**廃アルカリ**（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）、**感染性産業廃棄物、廃水銀等**

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

**廃酸**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

**廃アルカリ**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

**汚泥**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

**燃え殻**（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

**鉱さい**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

**ばいじん**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

**廃石綿等**

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県新発田市八幡新田 4 1 6 番

・積替え又は保管を行う場所の面積

感染性産業廃棄物 (2. 9 3 m<sup>2</sup>)

・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

2 0 ℓ 容器 (9 0 個)、4 0 ℓ 容器 (6 0 個) (以上、屋内)

(2)・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県新発田市新保小路字下山ノ下 8 5 7 番、8 5 8 番 1

・積替え又は保管を行う場所の面積

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) (① 0. 5 7 m<sup>2</sup>、② 5. 5 3 m<sup>2</sup>)、廃バッテリー (0. 8 m<sup>2</sup>)、廃酸 (水素イオン濃度指数 2. 0 以下のものに限り、廃バッテリーを除く。) (0. 3 m<sup>2</sup>)、廃アルカリ (水素イオン濃度指数 1 2. 5 以上のものに限り、)

(0. 3 m<sup>2</sup>)、廃水銀等 (0. 8 1 m<sup>2</sup>)

・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) (① 2 0 0 ℓ、② 1. 8 m<sup>3</sup>)、廃バッテリー (1 0 0 個)、廃酸 (水素イオン濃度指数 2. 0 以下のものに限り、廃バッテリーを除く。) (5 0 ℓ)、廃アルカリ (水素イオン濃度指数 1 2. 5 以上のものに限り、)

(5 0 ℓ)、廃水銀等 (0. 1 m<sup>3</sup>) (以上、屋内)

### 3 許可の条件

#### 4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更届出年月日 平成 9年12月25日  
(代表者の変更 旧 小柳 直江)
- ・更新許可年月日 平成10年11月15日
- ・変更許可年月日 平成13年 5月15日  
(感染性産業廃棄物の積替え・保管の追加)
- ・変更許可年月日 平成15年 5月20日  
(廃油、廃酸の積替え・保管の追加)
- ・更新許可年月日 平成15年11月15日
- ・変更届出年月日 平成17年 2月14日  
(代表者の変更 旧 肥田野 邦雄)
- ・平成17年5月1日 住所の表示の変更(旧 新潟県新発田市大字八幡新田416番地)
- ・変更許可年月日 平成19年11月21日

（廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、廃バッテリーを除く。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り。）（以上、積替え・保管を含む。）並びに廃石棉等、廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）（以上、積替え・保管を除く。）の追加）

- ・更新許可年月日 平成20年11月15日
- ・更新許可年月日 平成25年11月15日
- ・変更届出年月日 平成28年 3月 1日  
(積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 平成30年11月15日
- ・変更届出年月日 令和 4年 8月17日  
(積替え・保管に関する変更)
- ・変更許可年月日 令和 4年11月11日  
(廃水銀等を「積替え・保管を含む。」に追加)
- ・更新許可年月日 令和 5年11月15日

#### 5 積替え許可の有無

無

#### 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 5年11月15日 更新許可)